

## 公 告

令和7年8月29日

防衛省陸上自衛隊

高知駐屯地業務隊長 西森 英二

陸上自衛隊高知駐屯地における展示即売店（駐屯地創隊記念行事、駐屯地納涼祭を除く。）の設置及び経営に関する業者の募集について

高知県香南市香我美町上分3390番地に所在する陸上自衛隊高知駐屯地において、展示即売店（駐屯地創隊記念行事、駐屯地納涼祭を除く。）を設置し経営を行う業者について、次のとおり募集します。

## 1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は、便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

## 3 設置業種及び業者数

非常設型展示即売店（キッチンカーを含む。）5業者（基準）

## 4 設置場所

### (1) 屋 内

ア 隊庁舎1階中央廊下

イ 厚生センター1階ホール

### (2) 屋 外

ア 厚生センター前

イ 厚生センター前通路

## 5 設置及び経営の対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日の間で、甲と丙が協議して決定する日とし、月1回の経営を基準とする。

## 6 公告期間

令和7年8月29日（金）午前10時から令和7年9月12日（金）午後5時まで

## 7 募集要領等の配布

### (1) 期 間

令和7年8月29日（金）午前10時から令和7年9月12日（金）午後5時まで（土日・祝日を除く。）

### (2) 場 所

〒781-5495 高知県香南市香我美町上分3390番地

陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班（厚生班長、厚生係）

TEL 0887-56-3471（内線328）

### (3) その他

募集要領等は、公告期間中に限り中部方面会計隊ホームページに掲載し、高知駐屯地業務隊厚生科厚生班で手交及び送付、電子メールにより配布します。

## 8 業者説明会

(1) 本説明会に参加されない新規公募希望業者の方は、公募に参加できません。

(2) 日 時：令和7年9月25日（木）又は令和7年9月26日（金）

午前10時～午前12時

(3) 場 所：陸上自衛隊高知駐屯地 厚生センター2階（談話室）

(4) 内 容：募集要領、仕様書、その他の必要事項等について説明及び現地における出店場所の確認等

(5) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑（シャチハタ印不可）、筆記具

(6) 参加希望者

ア 募集要領中別紙第1「業者説明会参加申込書（FAX用紙等）」にて、FAX及び電子メール、電話連絡でお申し込みください。

イ 参加人員は各業者2名以内

ウ 連絡先

陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班（厚生班長、厚生係）

TEL 0887-56-3471（内線328又は内線671）

FAX 0887-56-3475

mail [koutigsvc2-ma@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:koutigsvc2-ma@inet.gsdf.mod.go.jp)

※ FAX及び電子メールでのお申込の際は電話連絡をお願いします。

## 9 選考方法

提出された企画提案書等に基づき採点による書類選考、審査を実施し、業者を決定します。

## 10 選考結果

決定業者に、直接通知致します。

## 11 その他

細部の内容は、募集要領によります。

# 仕 様 書

(高知駐屯地における展示即売店業者の募集)

陸上自衛隊高知駐屯地業務隊

## 仕様書（その1）

## 1 業務件名

高知駐屯地における展示即売店（駐屯地創隊記念行事、駐屯地納涼祭を除く。）の設置及び経営

## 2 業務内容

展示即売店（駐屯地創隊記念行事、駐屯地納涼祭を除く。）の設置及び経営の業務

## 3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊高知駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

## 4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、当該駐屯地等を所管する中国四国防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
  - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が、使用許可条件に違反したとき。
  - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
  - ウ 国が使用物件を必要とするとき。
  - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

## 5 丙の資格

丙は、次の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 仕様書（その1）及び仕様書（その2）の全記載事項を遵守できること。
- (5) 応募時に提出した企画提案書等の業務内容を遵守できること。
- (6) 暴力団及び暴力団員ではないこと、また暴力団と関係しないこと。

## 6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1平方メートルあたりの国有財産使用料の目安は、以下のとおりであるが、最終的な金額は使用を許可する時点で決定する。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入することとし、期日までの納入がなかった場合には、延滞金が発生するものとする。

## 7 使用許可期間（営業期間）

令和8年4月1日から令和9年3月31日

ただし、業務開始及び終了の時期については、施設の状況により変更する場合がある。

## 8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

## 9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等の結成又はこれに加入してはならない。
- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (5) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

#### 11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととする。また、甲及び乙に対して報告すること。

#### 12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び業務隊長が指定する担当職員（以下「甲等」という。）を与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

#### 13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、及びその他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

#### 14 自己都合による業務の解除

- (1) 丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出るものとする。

#### 15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。

- (2) 丙は、食材、容器、燃料、発電機、テント、テーブル、イス、照明器具、ゴミ箱等、展示即売店の設置及び経営に必要な全ての物品を準備するものとする。
- (3) 丙は本業務の遂行に当たり、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (5) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (6) 展示即売店の設置、撤去等に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (7) 丙は、使用物件の維持保存のため、通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (8) 丙は、使用することを認められた国有財産等を破損した場合には、その旨を甲等に報告するとともに、その破損が丙の責めに帰するときは速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- (9) 丙は、販売商品の選定にあたり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (10) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売するものとする。
- (11) 丙は、商品の瑕疵（かし）等について展示即売店利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応するものとする。
- (12) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (13) 丙は、売上金額を担当職員に報告すること。
- (14) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、甲が必要と判断した場合には当該従業員に係る書類（履歴書（写））等を担当職員に提出しなければならない。
- (15) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（営業停止を含む。）に従わなければならない。
- (16) 丙は、社会通念上の違反行為、又は駐屯地等に対する業務妨害等を行った場合、本業務の許可を取消す場合がある。
- (17) 丙は、仕様書（その1）及び仕様書（その2）に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は展示即売会利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。

- (18) 丙は、公募説明会及び実施可能業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促後も提出に応じない場合を含む。）は、次回以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (19) 丙は、展示即売店業者及び委託売店業者同士の友好的な意思の疎通を積極的に図り、甲が管理する厚生センター、委託売店、展示即売店の健全な運営に協力するものとする。
- (20) 丙は、自身の業務において発生したゴミ等については、丙の責任で処分するものとし、丙が駐屯地ゴミ捨場の使用を禁止するものとする。
- (21) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

## 16 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日 法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

## 17 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり。

## 仕様書（その2）

## 1 募集業種

展示即売店（駐屯地創隊記念行事、駐屯地納涼祭を除く。）

## 2 設置場所等

陸上自衛隊高知駐屯地内の以下に示す場所とし、詳細は付紙第1～付紙第3のとおり。

## (1) 屋 内

ア 隊庁舎1階中央廊下（各日3個区画以内）

(ア) A区画：5.70㎡（1.9m×3.00m）

(イ) B区画：5.32㎡（1.9m×2.80m）

(ウ) C区画：5.32㎡（1.9m×2.80m）

(エ) D区画：5.13㎡（1.9m×2.70m）

イ 厚生センター1階ホール（各日1個区画）

E区画：22.5㎡（5.0m×4.5m）

## (2) 屋 外

ア 厚生センター前（各日2個区画以内）

F区画、G区画：15㎡（3m×5m）

イ 厚生センター前通路上（各日1個区画）

H区画：15㎡（3m×5m）

## 3 国有財産使用料（令和7年度実績）

## (1) 屋内

日額 約18円/㎡（消費税込）

## (2) 屋外

日額 約35円/㎡（消費税込）

## 4 営業日、営業時間等

## (1) 営業日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日のうち、月1回の経営を基準として甲と丙が協議して決定する日とするが、施設の状況等により変更される場合がある。

## (2) 営業時間

午前10時～午後7時までとする。

※ 机・椅子等の設置、商品の陳列又は撤収等に要する時間も含む。

## 5 販売品目

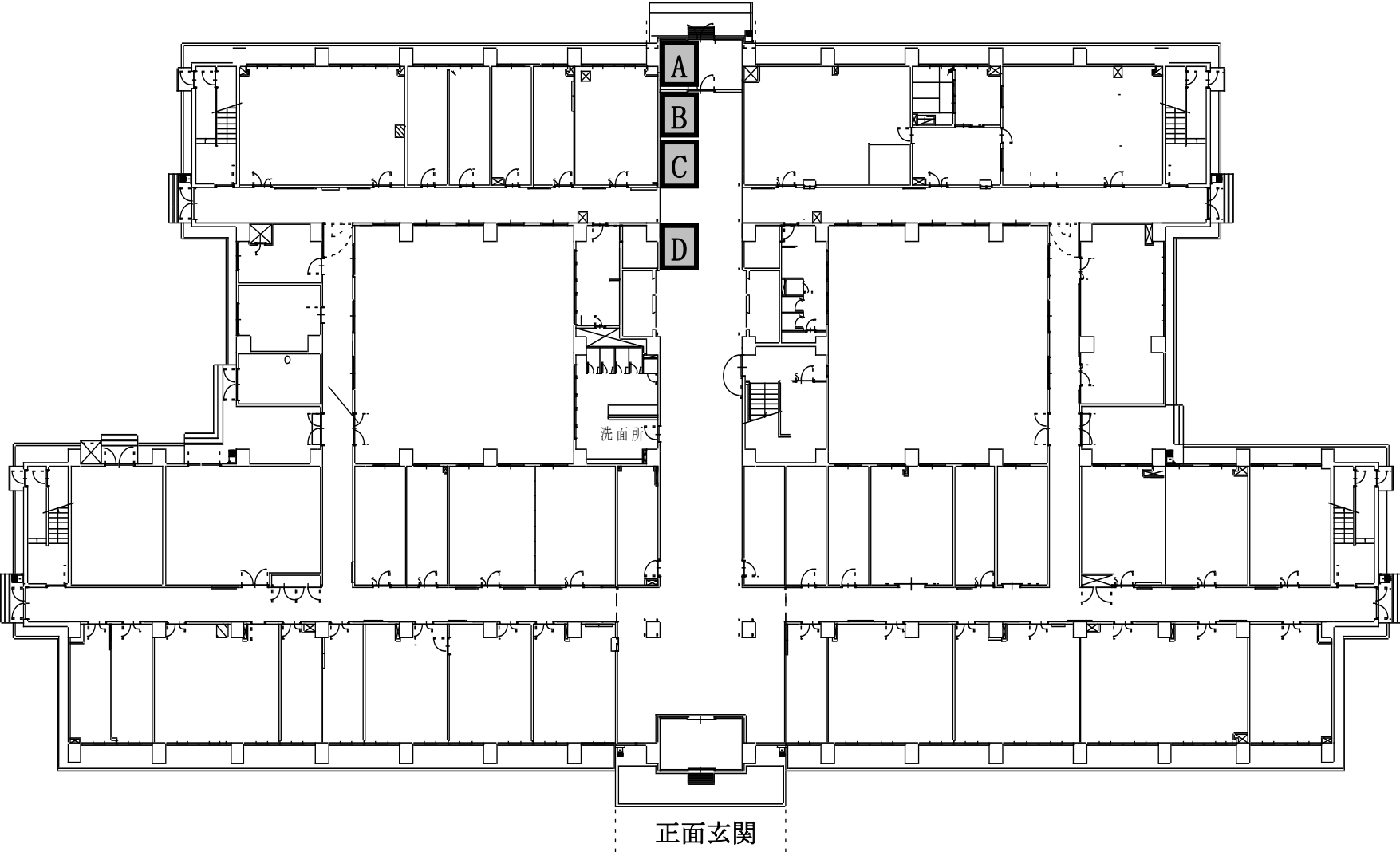
- (1) 隊員が輕易に購入可能な飲食料品、スポーツ用品、ミリタリー系商品、キャンプ系用品、生活日用品、キッチンカー、露店による調理品の提供とする。
- (2) 生鮮食品（生肉、生魚、生卵、生野菜等の食中毒を発生させる可能性が高い商品）、たばこ、アルコール、医薬品、公序良俗に反する商品、隊員が輕易に購入できない高額商品、割賦購入を前提とした商品は除くものとする。

## 6 その他の営業条件

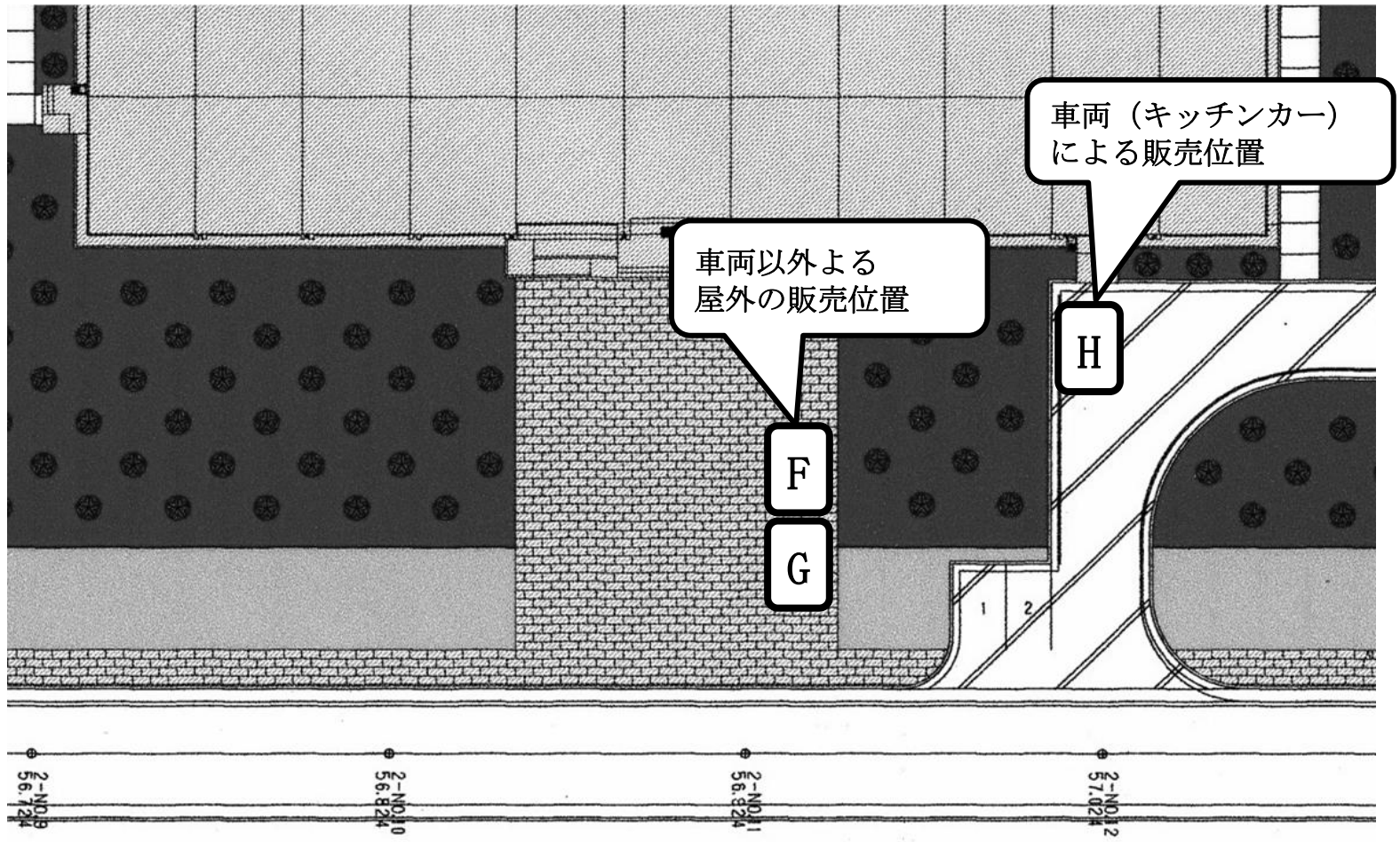
- (1) 国の事業又は緊急時は国が土地を使用することとし、詳細については、その都度、別途協議する。

なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。また既に納付した国有財産使用料及び貸付料は返金及び減額は一切しないものとする。
- (2) 隊員等の利用者のニーズに合った商品、料金、サービスを提供するように努めること。
- (3) 当日に展示即売店内で食材、食品等を加工して販売する場合は、4ヶ月に1回の間隔で菌検査結果等の食品衛生上の書類を提出するものとする。
- (4) 経営に際しては、屋内では炎、熱、煙、臭い等を発生させないものとし、屋外においては炎、熱、煙、臭い等を過剰に発生させないよう努めるものとする。
- (5) 大音量のBGMの使用等、駐屯地業務に影響を及ぼす可能性がある行為は禁止する。
- (6) 丙が、法律又は社会通念上の違反行為及び駐屯地等に対する業務妨害を行った場合、本業務の許可を取り消す場合がある。

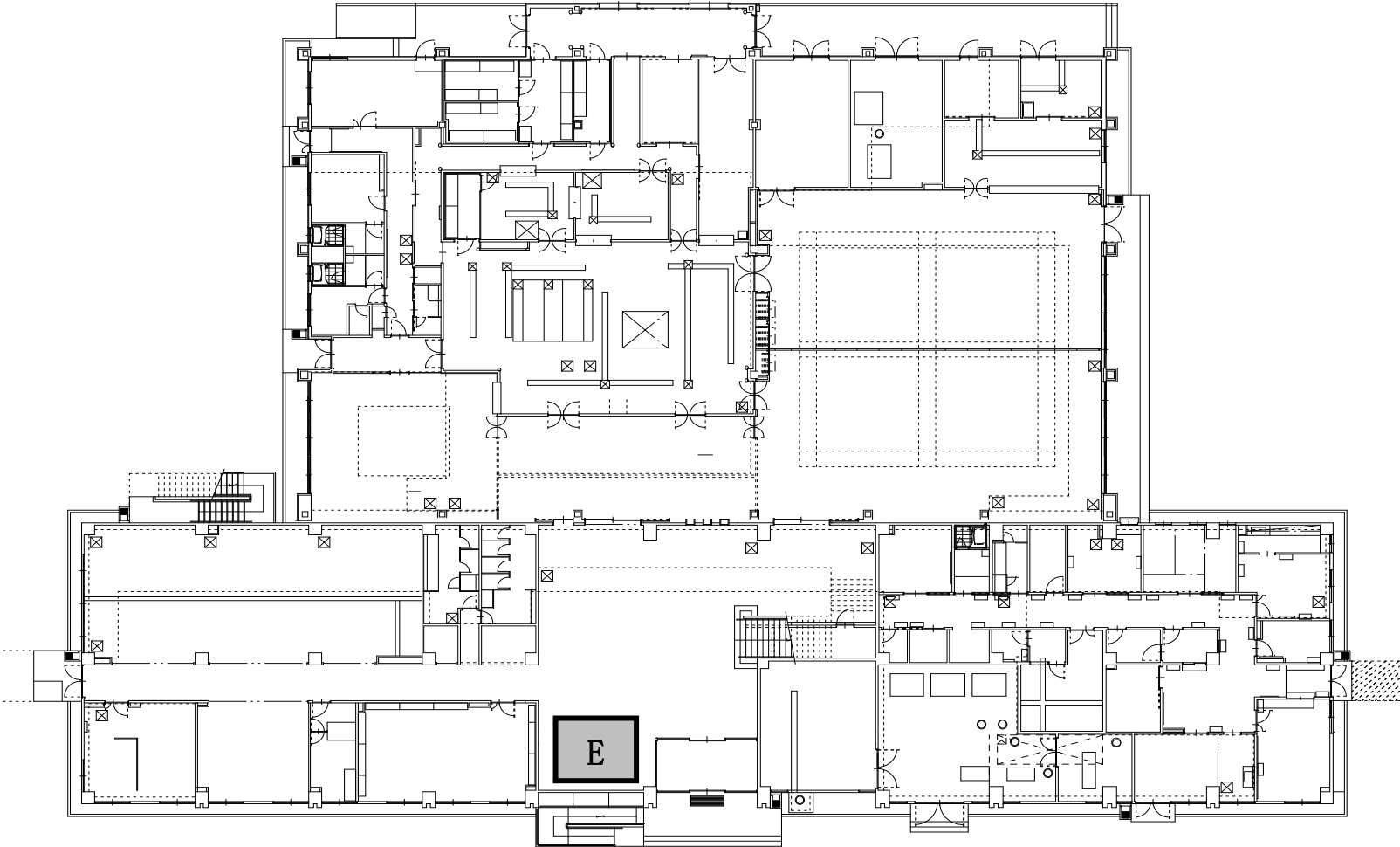
展示即売店設置候補場所  
(隊庁舎 1 F (屋内))



展示即売店設置候補場所  
(厚生センター前(屋外))



展示即売店設置候補場所  
(厚生センター 1 F (屋内))



# 募 集 要 領

(高知駐屯地における展示即売店業者の募集)

陸上自衛隊高知駐屯地業務隊

## 募集要領

### 1 概要

高知駐屯地において、駐屯地隊員及び隊員家族等の利便性を確保するため、展示即売店（駐屯地創立記念日行事、駐屯地納涼祭を除く。）の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集し、公募要領の透明性、公平性の確保に努める。

### 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 3 設置施設の所在地及び名称

高知県香南市香我美町上分3390番地  
陸上自衛隊高知駐屯地

### 4 設置条件等

- (1) 設置方法  
国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。
- (2) 募集業者数（基準）  
非常設型展示即売店（キッチンカーを含む。）5業者
- (3) 設置場所  
ア 屋内  
① 隊庁舎1階中央廊下  
② 厚生センター1階ホール

## イ 屋 外

- (7) 厚生センター前
- (4) 厚生センター前通路上
- (4) その他  
別冊第2「仕様書」のとおり。

## 5 業者説明会

- (1) 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。
- (2) 日 時：令和7年9月25（木）又は9月26（金）  
午前10時～午前12時
- (3) 場 所：陸上自衛隊高知駐屯地 厚生センター2階（談話室）
- (4) 内 容：募集要領及び仕様書、その他必要事項についての説明
- (5) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑（シャチハタ印不可）、筆記具
- (6) 参加希望者
  - ア 参加人員は各業者2名以内
  - イ 令和7年9月19日（金）午後5時までに、別紙第1「業者説明会参加申込書（FAX用等）」内容をFAX及び電子メール、電話連絡でお申込ください。
  - ウ 提出等先  
陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班（厚生班長、厚生係）  
TEL 0887-56-3471（内線328又は671）  
FAX 0887-56-3475  
mail [koutigsvc2-ma@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:koutigsvc2-ma@inet.gsdf.mod.go.jp)

## 6 応募手続き等

- (1) 申請書等の提出  
設置を希望する者は、次のとおりの提出書類を期日までに提出してください。  
郵送可 なお、提出された書類は返却できないことをご承知おきください。  
また、記入要領については募集要領に従い作成していただきますようお願いいたします。
- ア 提出書類
  - (7) 別紙第2「申請書」 1部
  - (4) 別紙第3「企画提案書」 正1部、写し12部
  - (ウ) 次の事項について、必ず全て記載又は資料を添付してください。
    - a サービス内容  
別紙第4-1「主な販売予定商品・販売価格表」  
別紙第4-2「販売予定商品と同等の写真」
    - b 従業員管理（身元管理、健康管理等）
    - c 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
    - d 衛生管理方法及び過去3年間の衛生管理に関する行政処分履歴  
行政処分を受けている場合には、その際の対応要領
    - e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
    - f 高知駐屯地における営業方針  
隊員が利用する際の利点、市中店舗等に比しての優位性
    - g その他のアピールポイント（他駐屯地での営業状況等）

- (エ) 別紙第5「設置場所・出店日及び区画数要望表」
- (オ) 企画提案書付属書類 13部（選考員用含む）  
販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的資料等  
（日本工業規格A4）
- (カ) その他関係書類 各1部  
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出してください。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とします。）
  - a 別紙第6「業務確約書」
  - b 戸籍抄本
    - (a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
    - (b) 発行後3ヶ月以内のものに限ります。
  - c 会社概要、営業経歴書等  
任意様式で、会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（設立年月日、営業年数、自衛隊での営業年数等）、資本金、役員・従業員数、売上高等の概要、営業品目、営業所数・所在地等が記載されたもの。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可とする。
  - d 財務諸表
    - (a) 個人  
直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
    - (b) 法人  
直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
  - e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
    - (a) 個人  
その3の2
    - (b) 法人  
その3の3
    - (c) その他  
発行後3ヶ月以内のものに限ります。
  - f 印鑑証明書  
発行後3ヶ月以内のものに限ります。
  - g 都道府県知事等の発行した営業許可書等の写し  
許可を必要とする業種のみ。食品等を現地で加工販売する業種等にあつては、併せて菌検査結果等の食品衛生上の書類
  - h 別紙第7「誓約書」
  - i 別紙第8「役員名簿」  
（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」を有する者に限り、「資格決定通知書」の写をb、d及びeに定める書類に代えることができます。

イ 提出先  
陸上自衛隊高知駐屯地業務隊厚生科厚生班（厚生班長、厚生係）  
〒781-5451 高知県香南市香我美町上分3390  
TEL 0887-56-3471（内線328）

ウ 書類等提出期限  
令和7年10月14日（火）午後5時（必着）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とします。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 防衛省に支払う国有財産使用料に支払遅延がある場合
- カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正等の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差替、削除、追加）を禁止します。

(4) その他

企画提案書に記載された営業時間及び販売品目等は必ず実行していただきますので、実行可能な内容を記載してください。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、展示即売店、実施可能業者を決定します。

なお、審査員名及び審査内容は公開しないものとし、審査結果について異議申立はできないものとします。

また、展示即売店の出店について、出店場所、出店希望日等が重複した場合、展示即売店実施希望業者の中から選考により決定します。

8 決定日等

(1) 期 日

令和7年11月7日（金）

(2) 通 知

決定後速やかに文書にて、決定業者に直接通知します。

9 業者決定後の提出書類

設置及び経営の業者として決定された者は、以下の書類を提出期限までに提出すること（郵送可）

(1) 提出書類

別紙第9「国有財産一時使用申請書」3部

(2) 提出先

申請書等の提出に同じ。

(3) 提出期限

令和7年11月28日（金）午後5時まで（必着）

(注) 提出期限を過ぎた場合は、業者決定を取消させていただきますのでご注意ください。

なお、郵送の場合は、提出期限内の消印があれば有効としますが、記載事項、内容等を満たしていなかった場合は受理することができませんのでご了承ください。

#### 10 その他

- (1) 出店要望日は行事等により希望に添うことができない場合があります。
- (2) 自己都合により出店を取り止めた場合、次年度以降の展示即売店公募に参加できない場合があります。

業者説明会参加申込書（FAX用等）

下記の事項を記入して提出または口頭で連絡してください。

会社等の名称	
--------	--

開催場所	参加人数	移動手段	車両の有無	車種及び車番
高知駐屯地				車種： 車番：

番号	氏名	年齢	連絡先（携帯電話番号等）
1			
2			

説明会希望日時			
令和	年	月	日
		午前・午後	時 分

- 1 各業者の参加は2名以内
- 2 令和7年9月19日（金）までに提出または連絡をお願いします。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
高知駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

フリガナ  
商号又は名称

フリガナ  
代表者の氏名

印

法人・個人の別          法人          ・          個人

フリガナ  
担当者氏名：

電 話：

F A X：

高知県香南市香我美町上分3390番地に所在する高知駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書

会 社 名 :

1	サービス内容 別紙第4-1「主な販売予定商品・販売価格表」 別紙第4-2「販売予定商品と同等の写真」
2	従業員管理（身元管理、健康管理等）（200字以内）
3	環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
4	衛生管理方法及び過去3年間の衛生管理に関する行政処分履歴 行政処分を受けている場合には、その際の対応要領（200字以内）
5	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 （200字以内）
6	高知駐屯地における営業方針 隊員が利用する際の利点、市中店舗等に比しての優位性（200字以内）
7	その他のアピールポイント（他駐屯地での営業状況等）（200字以内）

※ 様式変更可



別紙第4-2

販売予定商品と同等の商品の写真（飲食品を販売する者のみ：16枚以内）

<p>商品名 _____</p> <p>価格 _____ 円</p> <p>_____ カロリ-</p> <p>_____ kcal</p>	<p>商品名 _____</p> <p>価格 _____ 円</p> <p>_____ カロリ-</p> <p>_____ kcal</p>
<p>商品名 _____</p> <p>価格 _____ 円</p> <p>_____ カロリ-</p> <p>_____ kcal</p>	<p>商品名 _____</p> <p>価格 _____ 円</p> <p>_____ カロリ-</p> <p>_____ kcal</p>

設置場所・出店日及び区画数要望表

設置場所	出店日	使用区画数

※ 隊庁舎1階を希望の場合は、希望する使用区画数及び記号を記入のこと。

(記入例)

設置場所	出店日	使用区画数
隊庁舎1階	5/10、6/15、7/20、8/25、9/30	2
隊庁舎1階	5/10、6/15、7/20、8/25、9/30	1・A
厚生センター内	4/15、5/20、6/30、7/15、8/30	1
厚生センター前	4/20、5/20、6/30、8/15	2

※ 新規出店業者へは業者説明会で細部設置場所を説明する。

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
高知駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊高知駐屯地における展示即売店（駐屯地創立記念日行事、駐屯地納涼祭を除く。）の設置及び経営」の応募に関し、仕様書及び応募時に提出した企画提案書等に記載した業務内容に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

フリガナ  
商号又は名称  
フリガナ  
代表者の氏名

印

法人・個人の別                      法人                      ・                      個人

フリガナ  
担当者氏名：  
電 話：  
F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式9により変更後の役員名簿を提出します。

#### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
中国四国防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称



令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長  
中国四国防衛局長 殿  
(高知駐屯地業務隊長経由)

申請者 住所  
氏名

印

国有財産（防衛省行政財産）（新規）一時使用申請書

1 使用しようとする財産の所在地及び口座名

- (1) 所在地
- (2) 口座名

2 使用しようとする物件の明細

区分	財産 番号	種目	構造	細分	数量	価格	備考

3 使用しようとする理由

来訪者又は所在隊員の福祉、厚生のための展示即売店設置のために使用したい。

4 用途又は利用計画

- (1) 用途

- (2) 利用計画

別添「利用計画図」のとおり。

5 使用期間

6 使用料

御指示のとおり。

7 使用条件

御指示のとおり。

8 図面

案内図、利用計画図、平面図、求積図

9 その他参考事項

担当者：

TEL

FAX